

【高知県立高知農業高等学校】部活動【運動部・文化部等】に係る活動方針

学校教育目標
「農」を学び、「農」で学び、心豊かな人間性を育むとともに、高い志を持って未来を切り拓くことができる、たくましい郷土の担い手を育成する。 教育重点目標 (1) 学力の向上及び進路保障 (2) 「農」を学び、「農」で学ぶ (3) 新たな農業を学ぶ (4) 関係機関や地域との連携 (5) 部活動及び農業クラブ等の積極的な取組
運動部活動の活動方針
(1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得等を通して社会性、人間性の育成を図る。 (2) スポーツや文化活動等に興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようにする。
基本的事項
①運営に関すること
(1) 部活動設置について ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する。 ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。 ・部活動全体の推進を図るため、生徒指導部内に部活動総括担当者(体育系・文化系)を設置する。 (2) 指導体制について(顧問配置、外部指導者の活用等) ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。 ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用(部活動指導員、運動部活動サポート事業)等、本校の実態に応じた工夫を行う。 (3) 顧問会議、主将会議について ・必要に応じて顧問会議を開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。 (4) 家庭、地域との連携について ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。 (5) 研修について ・県が主催する研修会(運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等)に参加しその内容を顧問会等において周知する。 ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、教職員の指導力の向上を図る。 (6) 部費又は集金の取扱いについて ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。
②活動に関すること
(1) 施設や用具について ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。 ・部室の使用 ①部室の使用は部活動の時間内とし、それ以外の時間帯は使用を禁止する。 ②部室の鍵は各部顧問で管理し、鍵の紛失及び部室の破損等は各部で責任を負う。 ③部室内及び部室周辺の清掃は各部で行う。 ④部室は部活動以外の目的では使用しないこと。 (2) 事故防止や安全対策について ①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等 ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアルの手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。 ・原則として、活動の際には顧問が監督する。 ※熱中症への対策(測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する) ①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値(暑さ指数)などの判断基準や指標等 ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。 ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。 ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。 (3) 大会参加について ・事前に「生徒派遣命令簿」を提出し、顧問の扱いは出張とする。(複数顧問の場合は代表1名とする。事務長と要相談のこと) ・授業や学校行事に支障がある場合は参加できない、ただし、特別な事情がある場合は、学校長の許可による。 ・各学校の運動部が参加する大会は、『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて(平成14年4月1日付け13高体保第359号)』に準じて行う。 ◎児童・生徒の運動競技に関する基準 1 学校教育活動としての運動競技について 1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項 ①高等学校の生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校教育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催を基本とする。 ②主催団体は、運動競技会の規模、日程などが生徒の心身の発達から見て無理がないように留意する。 ③主催団体、学校とともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。 2) 運動競技会の開催・参加回数等(高等学校抜粋) ①高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加は、地方ブロック大会、全国大会の予算を含めて、各競技について年5回程度とする。また、地方ブロック大会及び全国大会の参加は、各競技についてそれぞれ年2回程度とする。 校長は、上記基準を踏まえ、参加する大会等を精査する。

- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
 ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「生徒派遣命令簿」を提出する。
- (5) その他
 ・休日等の練習による服装は、学校の制服・ジャージ、部活動指定の服装を着用とする。
 ・部活動計画を先月末までに学校長に提出すること。
 ・本校管理自動車、マイクロバスを使用する場合は、事前に使用許可願いを提出し、運行規程を遵守すること。
 ・大会や遠征等で寮の門限に遅れる場合は、顧問が必ず寮に連絡を取ること。

③活動時間に関すること

- (1) 休養日の設定
 ①週2日以上割合で休養日を設ける（原則として、平日1日、休日1日取得するよう努める）。
 なお、各部の実態に応じて、(1)・(2)を合わせて年間を通して週2日以上割合で休養日を計画的に設定すること。
 また、土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する。生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する。
- (2) 活動時間の設定
 ①〈平日〉2時間程度（練習は始業前(朝練習)と終業後(午後練習)の時間帯に行う。）
 ②〈休日〉3時間程度
 ＊活動時間の延長(平日3時間程度・休日4時間程度の活動)については、生徒及び保護者の同意を得たうえで学校長が承認した部のみとする。
- ③〈長期休業中のオフシーズン〉春季：2日、夏季：5日、冬季：4日を基準とする。
- ④〈考查期間中〉原則、行わないこととする。
 ただし、考查終了後の3週後に大会があつて校長が許可した場合に限り、体力や感覚の低下を防ぐ目的で、放課後に1時間程度の自主的練習を行うことを認める。
- ⑤〈終了・下校時刻〉
- ・校内における活動時間
- | | | | |
|------|--------|------------|---|
| | 平日 | 土・日・祝日 | ●原則として土・日・祝日については、日直が配置されている場合のみ使用することができる。 |
| 活動時間 | ～18:20 | 8:30～16:20 | |
| 下校時間 | 18:30 | 16:30 | |
- ・校内を除く活動時間は原則として次のとおりとする。
- | | | |
|------|--------|--------|
| | 平日 | 土・日・祝日 |
| 活動時間 | ～19:00 | ～18:00 |
| 下校時間 | 19:30 | 18:30 |

	週のうち定休日（曜日）	オフシーズン（長期休業中）	平日の活動時間	休日の活動時間	備考
①陸上部(短距離)	火・日	夏季5日、冬季7日、春季0日	2時間程度	3時間程度	
②陸上部(長距離)	月・木	夏季5日、冬季4日、春季0日	2時間程度	3時間程度	* 平日の朝練習（30分程度）
③サッカー部	非固定 (変動性で週2日休)	夏季5日、冬季4日、春季2日	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意、校長の承認済み
④バスケット部(男)	月・日	夏季5日、冬季7日、春季2日	3時間程度 (活動時間の延長)	3時間程度	* 平日の朝練習（30分程度）
⑤バスケット部(女)	月・日	夏季7日、冬季5日、春季3日	2時間程度	3時間程度 (活動時間の延長あり)	* 休日の練習試合は、延長あり。
⑥ソフトボール部	月曜日 (変動性で週2日休)	夏季8日、冬季5日、春季4日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	
⑦バレーボール部	水曜日 (1日は変動制で非固定)	夏季10～15日、冬季7日、春季5日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	* 朝練習なし
⑧ソフトテニス部(男女)	月・木	夏季10日、冬季7日、春季4日	2時間程度	3時間程度	* 男女ともに同じ
⑨卓球部	日曜日 (1日は変動制で非固定)	夏季7日、冬季7日、春季2日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意、校長の了承済み
⑩相撲部	月曜日 (1日は変動制で非固定)	夏季10日、冬季7日、春季14日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	* 長期休業中に週の休みを補う * 生徒・保護者の同意、校長の了承済み
⑪柔道部	月曜日 (1日は変動制で非固定)	夏季5日、冬季7日、春季3日	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	
⑫剣道部	非固定 (変動性で週2日休)	夏季5日程度、冬季6日、春季3日程度	2時間程度	3時間程度	* 週の定休日は公式試合・練習試合等の日程で設定する。
⑬ラグビー部	非固定 (変動性で週2日休)	夏季10日、冬季5日、春季6日	2時間程度	2時間程度	* 朝練習なし * 大会等の日程で設定する。
⑭野球部	月・火	夏季0日、冬季90日、春季0日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	* 1学期各定期考査発表中、2学期中間考査発表中校長の許可を得て1時間程度
⑮ライフル射撃部	日・月	夏季10日、冬季7日、春季2日	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	* 日曜休業日は、大会等により変動制とする。
⑯アーチェリー部	土曜日 (変動性で週2日休)	夏季7日、冬季5日、春季3日	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	* 連休の場合は練習日を規定する。
⑰バドミントン部(男女)	火曜日 (1日は変動制で非固定)	夏季10日、冬季7日、春季5日	3時間程度 (活動時間の延長)	4時間程度 (活動時間の延長)	* 朝練習なし
⑱図書部	木曜日以外休養日	夏季 日、冬季 日、春季 日 各2日程度活動	1時間程度	月1日 3時間程度	* 月1回南国市図書館へボランティア
⑲放送部	非固定 (変動性で週2日休)	夏季10日、冬季6日、春季5日	1時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	* 生徒・保護者の同意、校長の了承済み

㊸写真部	土・日・水	部活動計画を元に1日撮影会、他の日は各自撮影し、長期休業日に作品を提出	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	*月1回技術講習を受講、月1回作品提出
㊹新聞部	土・日	夏季20日、冬季10日、春季10日	1時間程度	なし	
㊺美術部	土・日	夏季 日、冬季 日、春季 日 夏季4日程度活動、その他休日	2時間程度	4時間程度 (活動時間の延長)	
㊻華道部	金曜日以外休日	夏季 日、冬季 日、春季 日 長期休業中の活動なし	2時間程度	なし	
㊼茶道部	水以外休養日	夏季 日、冬季 日、春季 日 長期休業中の活動なし	2時間程度	なし	*高農フェスタ等、行事前の平日練習を行う
㊽漫画研究部	土・日	夏季 日、冬季 日、春季 日 漫画甲子園の期間以外は活動なし	1時間半程度	なし	
㊾書道部	土・日 (1日は変動制で非固定)	夏季8日、冬季2日、春季4日	2時間程度	なし (3時間程度)	*高農フェスタ等、行事前の平日練習を行う
㊿軽音楽部	日・木・土・日	夏季10日、冬季7日、春季7日	2時間程度	なし	
吹奏楽部	土・日	夏季10日、冬季8日、春季5日	2時間程度	3時間程度	*演奏会等により休日変動する

評価と改善（上記①～③）		
①運営に関すること ②活動に関すること ③活動時間に関すること	・設定どおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。	各部活動の顧問教員は、①運営、②活動、③活動時間について、設定どおりに実施できたかどうか、また実施できなかった要因について検証を行い、部活動顧問会議又は年度末の職員会議において情報を共有し、次年度の計画を立てる。